

令和6年第4回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年12月9日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 決算特別委員会 認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に
委員長報告 について
第 5 認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について
第 6 認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
第 7 認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
第 8 認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
第 9 議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度赤井川村
一般会計補正予算（第5号））
第10 議案第46号 北後志衛生施設組規約の一部を変更する規約について
第11 議案第47号 保養センター木製家具購入事業契約の締結について
全員で構成する予算特別委員会の設置
第12 議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）
第13 議案第49号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第14 議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
第15 議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）
第16 一般質問
生活改善センターのカラオケ機器の導入について

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏	明	君	4番	能登	ゆう
5番	川人	孝	則	君	6番	藤門	弘
7番	山口	芳	之	君	8番	岩井	英
							明
							君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君
副	村	大	石	和	朗
会	計	谷		早	苗
管	理	秋	元	千	春
者		小	林	義	幸
長		高	松	重	和
住	民	神		信	弘
課	長	鈞	賀	謙	一
長		根	井	朗	夫
保	健	藤	田	俊	幸
福	祉				君
課	長				君
長					君
産	業				君
課	長				君
長					君
建	設				君
課	長				君
長					君
教	育				君
長					君
教	育				君
委	員				君
会	次				君
長					君

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第4回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案7件でございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、連茂君及び3番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月11日までの3日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和6年9月分から10月の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから6ページとして配付いたしております。

第3に、去る11月13日に第68回町村議会議長全国大会が開催され、7ページから10ページに配付いたしておりますように決議がなされましたので、ご報告申し上げます。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 改めまして、おはようございます。それでは、行政報告を5点、資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、1ページでございます。赤井川村と福岡県上毛町による自治体間連携協力に関する基本協定の締結についてでございます。読み上げながら報告します。令和6年10月17日に福岡県上毛町と自治体間連携協力に関する基本協定を締結しましたので、次のとおり行政報告いたします。

包括協定の概要、赤井川村と福岡県上毛町がそれぞれの資源などの活用を図りながら幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的として双方が合意し、協定締結を行っております。

連携事項については、まちづくり及び地域の活性化に関すること、2として地域資源の相互活用に関すること、3としてその他本協定の目的を達成するため連携町村が必要であると認めた事項ということでございます。

上毛町の概要につきましては、所在については福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1、沿革につきましては平成17年の10月11日に発足しております。新吉富村と大平村の対等合併により、町制を施行された町でございます。人口が6,828人、10月1日現在です。面積については62.44平方キロ、主産業としては農業ということで農家数が523戸、耕地面積で1,000ヘクタール、うち水田が920ヘクタールということで水田地域に転作の畑があるというような地域でございます。

なぜ上毛町かということで、お聞きになっている方もいらっしゃるかもしれませんがけれども、上毛のほうでうちの赤井川の農家の青年がカボチャ作りを冬場の間2作行っていたりして、そういったことで自治体間、向こうの町長ともいろいろ意見交換する中でそれぞれお互いに持っているものをいろいろ協力しながらやっているといいねというような話から今回の協定を結ばせていただきました。カボチャのほうは、地域の中に少しずつ広がっているということで、北海道赤井川村でのカボチャ作りが上毛のほうに少しずつですが、広がっているという状況も背景にあるものですから、こういった協定をさせていただいております。

続きまして、2ページお聞きください。赤井川村宿泊税条例の施行期日決定についてということでございます。赤井川村宿泊税条例の施行期日決定について。

赤井川村宿泊税条例の施行期日を下記のとおり決定したい。

記として、これまで示していた赤井川村宿泊税条例施行期日（予定）は、令和7年4月1日で予定をしておりました。

変更後の施行期日は、令和7年11月1日でございます。

施行日が変更となった理由として、大型宿泊施設の宿泊料金管理システム改修が想定より時間を要するというので事業者のほうから相談を受けたものですから、この点につい

てスムーズに導入を図る上でそういった意向を受け入れようということで4月1日を11月1日ということで変更をさせていただきました。

施行期日については、赤井川村宿泊税条例施行規則にて定めることとしております。

3ページ目に宿泊税についての内容を記載した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

3点目、赤井川診療所の運営状況についてということで、4ページをお開きください。令和6年10月1日より新たな赤井川診療所長として深田嘉一医師を迎え、10月21日から診療を再開し、小樽薬剤師会余市支部の協力の下、院外処方箋対応を行っております。来院者数と院外処方箋発行の状況について行政報告いたします。

1として、10月21日から10月31日までの来院者状況、整形外科診療を除くということで、期間としては10月21日から10月31日、11月5日から11月15日、11月18日から11月29日と10日程度区切った内容になっております。数値は読み上げませんが、この表のとおり状況となっております。

2、その他として、前赤井川診療所長、安藤雅信医師におかれましては、長年にわたり地域医療に従事されておりました功績により、北海道社会貢献賞を先日受賞されましたことをこの場でご報告いたします。

今のところ深田先生については、学校のほうの学校医だとかということで健診の診察をしたりだとかという、そういう診療所だけではなくて、それ以外の部分についても村内でいろいろと活動を始めていただいております。まだまだ先生のほうの、診療所のほうの情報がなかなか広がっていないというところもあるのかなというふうに思いますけれども、少しずつ口伝えでどんな先生だ、どういう診療だということも伝わっていくのかなというふうに思いますので、今後のご活躍に期待をしていきたいというふうに考えてございます。

続いて、ふるさと納税の状況、4点目でございます。5ページ目をお開きください。令和6年11月末現在のふるさと納税の状況についてご報告いたします。

1として、ふるさと納税の申込み状況。本年4月から11月末時点での申込み状況は1.5億円となっており、前年同期の79%（寄附額）という状況になっております。月別の状況については、下の表のとおりとなっております。

2として、ふるさと納税受入れ実績の推移。平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、全国的なふるさと納税制度の認知度向上をはじめ、ふるさと納税制度改正、地域特産品であるお礼品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など、赤井川村に対するふるさと納税は様々な要因があると推測しています。本年度は、ふるさとチョイス（連携するauふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ヤフーふるさと納税等）、ANAのふるさと納税、楽天ふるさと納税にてふるさと納税の募集を展開しております。実績の推移については、下の表のとおりとなっております。

6ページ目に入ります。3、ふるさと納税の使途意向ということで、令和4年4月からふるさと納税募集に関してはまち・ひと・しごとに関わる事業を使途として募集を展開

しております。

4、お礼の品の状況。令和6年4月から令和6年11月までのお礼の品の状況については、次のとおりとなっております。令和5年度のふるさと納税制度の改正により、新たな地域特産品をお礼の品に追加する場合には北海道を經由し、総務省において指定基準に適合していることの確認が必要となり、本年度指定基準に適合していることの確認をいただいております。令和6年7月に村ホームページを更新し、制度、寄附状況、用途を公表しております。ふるさと納税返礼品の状況については、下記のグラフのとおりでございます。

ふるさと納税につきましては、コロナ明けからかなり苦戦をしているという状況です。そこは、実際に79%、8割ぐらいの、この11月末でという状況にはなっているのですが、12月が毎年ふるさと納税としては一番伸びる時期なものですから、この時期に向けて新たに広告を掲載したりということで少し認知度を高めるいろんな努力をしていこうということで今取組を進めております。次年度以降においてもそれぞれの経費の構成の関係で50%を超えてはならないという様々な制約ある中なのですが、職員もいろいろ中身を考慮しながら、検討しながら少しでも広く周知をして寄附していただけるような取組につなげたいということで努力をしておりますので、引き続き状況を見守っていただければというふうに考えてございます。

最後になります。7ページ目、令和6年9月1日以降の工事等発注状況について、4月の15日の保養センター木製家具購入事業から11月27日のむらバス実証運行業務まで27件について報告をさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上、行政報告について終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4ないし日程第8 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人決算委員長。

○決算特別委員会委員長（川人孝則君） 決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ戻ってください。

次に、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第45号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから議案第45号の説明をさせていただきます。

議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日、赤井川村長。

それでは、令和6年度赤井川村一般会計補正予算書（第5号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度赤井川村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,785万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に580万円を追加し、2億9,598万1,000円に、これは3項委託金の増額でございます。

歳入合計、既定額に580万円を追加し、30億7,785万8,000円となります。

続いて、3ページ目です。歳出、2款総務費、既定額に647万7,000円を追加し、5億1,238万5,000円に、これは4項の選挙費の増額でございます。

12款予備費、既定額から67万7,000円を減じ、134万2,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に580万円を追加し、30億7,785万8,000円となります。

続いて、6ページ目に移ります。2、歳入、14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、既定額に580万円を追加し、624万7,000円に、内訳は12月27日に投開票が行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金として新規計上するものでございます。

続いて、7ページです。3、歳出、2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、既定額に647万7,000円を新規計上、内訳は歳入で説明いたしました総選挙及び国民審査に係る人件費等を新規計上するものでございます。なお、備品購入費で今回最高裁判所裁判官国民審査投票の読み取り集計機を購入いたしました。この導入により開票集計時間が大幅に短縮できたことを併せて報告させていただきます。

続いて、9ページ目です。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から67万7,000円を減じ、134万2,000円とするものでございます。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第5号))を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第45号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第10 議案第46号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第10、議案第46号 北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長(小林義幸君) ただいま上程いただきました議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号 北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の協議に基づき規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

変更の理由といたしましては、今年度末で運営が終了する現し尿処理場の解体が令和8年度及び9年度で実施されますが、現行の組合格約には既存施設の解体に伴う規定並びに解体費の関係市町村負担割合規定がないことから、規約の一部を変更するものであります。あわせて、組合事務所の位置並びに文言の整理について変更するものであります。

議案1ページ目の規約を御覧ください。中段の別表2、し尿処理施設及び附属施設解体事業費負担割合に記載のとおり、赤井川村の負担割合は5.2%で、これは直近の国勢調査人口の割合と過去5年間のし尿収集量の平均割合にて算出した数値となっております。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 北後志衛生施設組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第46号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第46号 北後志衛生施設組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第47号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第47号 保養センター木製家具購入事業契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 議案第47号を提案させていただきます。

保養センター木製家具購入事業契約の締結について。

次のとおり保養センター木製家具購入事業契約を締結したことについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

記としまして、契約の目的は保養センター木製家具の購入、契約の方法は随意契約です。契約金額は723万6,000円、契約の相手方は住所、神奈川県横浜市港北区新横浜2の7の19、竹生第二ビル9階、氏名、株式会社エーアイディー代表取締役社長、坂野恒正でございます。5、納期につきましては、記載のとおりでございます。

契約の内容としまして次ページに書類を添付しておりますので、ご高覧いただければというふうに思います。

さきにご説明したとおり、この案件について大変遅れましたことをおわび申し上げます

とともに、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第47号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第12 議案第48号ないし日程第15 議案第51号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

この際、日程第12、議案第48号から日程第15、議案第51号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）、日程第13、議案第49号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第15、議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、提案していただきました補正予算書について説明をさせていただきます。

まずは、一般会計補正予算書（第6号）でございます。1ページをお開きください。議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度赤井川村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ881万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,904万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額から811万2,000円を減じ、2億8,786万9,000円に、2項の国庫補助金の減額でございます。

15款道支出金、既定額から898万円を減じ、8,680万5,000円に、2項の道補助金で921万1,000円の減、3項委託金で23万1,000円の増でございます。

16款財産収入、既定額から57万円を減じ、936万4,000円に、2項の財産売払収入の減でございます。

18款繰入金、既定額から200万円を減じ、1億6,084万3,000円に、2項の基金繰入金の減でございます。

20款諸収入、既定額に175万円を追加し、7,753万6,000円に、4項の雑入の増でございます。

21款村債、既定額に910万円を追加し、4億3,578万5,000円に、1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額から881万2,000円を減じ、30億6,904万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページに入ります。歳出、2款総務費、既定額に561万7,000円を追加し、5億1,800万2,000円に、1項の総務管理費で540万3,000円の増、5項統計調査費で21万4,000円の増でございます。

3款民生費、既定額に110万3,000円を追加し、3億9,837万円にしようとするものでございます。1項の社会福祉費で65万3,000円、2項児童福祉費で45万円の増でございます。

4款衛生費、既定額から563万1,000円を減じ、3億6,369万1,000円にしようとするものでございます。1項の保健衛生費の減でございます。

5款農林水産業費、既定額から1,104万6,000円を減じ、1億8,039万4,000円に、1項の農業費で930万2,000円の減、2項林業費で174万4,000円の減でございます。

6款商工費、既定額に28万7,000円を追加し、2億4,554万1,000円に、1項の商工費の増でございます。

7款土木費、既定額から436万円を減じ、5億3,644万8,000円に、1項の土木管理費で26万2,000円の減、2項道路橋梁費で778万1,000円の減、3項河川費で39万8,000円の減、4項都市計画費で26万9,000円の増、5項住宅費で381万2,000円の増でございます。

続いて、4ページに入ります。8款消防費、既定額に600万5,000円を追加し、2億8,099万4,000円に、1項の消防費の増でございます。

9款教育費、既定額に109万7,000円を追加し、2億3,455万7,000円に、2項小学校費で29万3,000円の減、3項中学校費で147万3,000円の増、4項社会教育費で7,000円の減、5

項保健体育費で7万6,000円の減でございます。

10款災害復旧費、既定額から46万円を減じ、2,068万円に、1項の公共土木施設災害復旧費の減でございます。

11款公債費、既定額から170万8,000円を減じ、2億4,120万5,000円に、1項の公債費の減でございます。

12款予備費、既定額に28万4,000円を追加し、162万6,000円に、1項の予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の881万2,000円を減じ、30億6,904万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、5ページに入ります。地方債補正でございます。増額になった分のみの事業を報告させていただきます。まずは、5ページ、過疎対策事業債、富田線道路改良工事におきましては補正前が1,690万円、補正後が1,500万円でございます。続きまして、下段、北丸山線道路改良工事で限度額、補正前が2,600万、補正後は1,980万でございます。続きまして、3段目になります。橋梁長寿命化事業として補正前が3,000万、補正後が2,300万円。続きまして、計でございます。補正前が2億840万円、補正後が1億9,330万円でございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債に入ります。1段目の池田川護岸改修工事につきましては、補正前が640万円、補正後が710万円でございます。2段目の共栄の沢川護岸改修工事につきましては、補正前が800万円、補正後が700万円でございます。続いて、3段目、落合線道路災害復旧工事につきましては、補正前ゼロ、補正後に皆増で1,270万円。4段目の西三番線道路施設災害復旧工事、補正前がゼロ、補正後が790万円の皆増でございます。

続いて、次ページ、6ページ目に入ります。緊急浚渫推進事業債についてでございます。これについても変更部分のみ読み上げます。まず、1段目の土木川河川整備工事、補正前が160万円、補正後が520万円でございます。続いて、この事業の一番下、富田川河川整備工事につきましては、補正前が320万円、補正後が350万円でございます。小計として、補正前が1,210万円、補正後が1,600万円でございます。

続いて、中段、公共施設等適正管理推進事業債につきまして、これも変更のみでございます。2段目の保養センター屋上防水改修工事につきましては、補正前が590万円、補正後が530万円。次に、赤井川小学校受電設備更新工事につきましては、補正前が190万円、補正後が170万円で、計としまして補正前が3,840万円、補正後が3,760万円でございます。

最後に、下段です。脱炭素化推進事業債につきましては、都住民センター外灯LED化事業につきましては補正前がゼロ、補正後が皆増の40万円、赤井川中学校外灯LED化事業につきましても補正前がゼロ、補正後が皆増の40万円ということで、合計で補正前が4億2,668万5,000円、補正後が4億3,578万5,000円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前のおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）に入ります。1ページをお開きください。議案第49号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

続きまして、2ページです。第1表、歳出予算補正、歳出、4款諸支出金、既定額に10万2,000円を追加し、30万7,000円に、1項の償還金及び還付加算金の追加でございます。

5款予備費、既定額から10万2,000円を減じ、39万8,000円に、1項の予備費の減でございます。

歳出合計、既定額に補正額はゼロでございます。現計で4,642万6,000円としております。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算書（第2号）でございます。1ページをお開きください。議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用に充てるための企業債「209万円」を「660万円」に補正する。

1款簡易水道事業収益、既定額に261万3,000円を追加し、1億2,200万8,000円に、第2項の営業外収益の追加でございます。

支出です。第1款簡易水道事業費用、既定額に261万3,000円を追加し、1億2,310万円に、第1項の営業費用の追加でございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既定額から5万5,000円を減じ、952万1,000円に、第1項他会計補助金で205万5,000円の減、第2項企業債で200万円の追加でございます。

続いて、支出、第1款資本的支出、既定額から5万5,000円を減じ、1,892万8,000円に、第2項建設改良費の減でございます。

企業債、第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、補正前、補正後でご説明をいたします。公営企業会計適用債、補正前が209万円、補正後が451万円増の660万円、建設改良事業、補正前がゼロ、補正後は皆増で200万円、合計で補正前が209万円で、補正後が860万円となります。

次、2ページに入ります。他会計からの補助金、第5条、予算第9条中「6,837万3,000

円」を「6,892万8,000円」に改める。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせます。

続きまして、令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開きください。議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和6年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度赤井川村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用に充てるための企業債「209万円」を「200万円」に補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既定額に123万8,000円を追加し、8,489万5,000円に、第2項の営業外収益で1,000円の追加、第3項特別利益で123万7,000円の追加でございます。

次、支出、第1款下水道事業費用、既定額に123万8,000円を追加し、8,343万5,000円に、第1項営業費用39万円の追加、第2項営業外費用で21万9,000円の追加、第4項予備費で62万9,000円の追加でございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入としまして、第1款資本的収入、既定額から1,475万2,000円を減じ、1億2,065万1,000円にしようとするものです。第1項の企業債で190万円の追加、第2項他会計補助金で875万2,000円の減、第3項補助金で790万円の減でございます。

次、支出でございます。第1款資本的支出、既定額から1,475万2,000円を減じ、1億3,670万8,000円に、第1項建設改良費の減でございます。

企業債、第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。起債の目的、限度額、補正前、補正後でご説明をします。まず、建設改良事業につきましては、補正前5,790万円、補正後が190万円増で5,980万円、公営企業会計適用につきましては補正前が209万円、補正後は9万円減の200万円、合計で5,999万円が181万円追加の6,180万円でございます。

他会計からの補助金、第5条、予算第11条中「6,108万1,000円」を「5,232万9,000円」に改める。

令和6年12月9日提出、赤井川村長。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

以上、ご提案させていただきましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和6年度一般会計補正予算（第6号）

の歳入についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書の9ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、既定額から811万2,000円を減じ、1億1,745万8,000円に、内訳は富田線道路改良事業交付金の増額、北丸山線道路改良事業交付金及び橋梁長寿命化事業交付金の減額で、それぞれ額の確定による増減でございます。

続いて、10ページです。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、既定額から921万1,000円を減じ、4,824万円に、内訳は1節農業費道補助金の減額で、各種補助金の額の確定による増減です。減額の大きい新規就農者育成総合対策事業補助金については、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、10ページ中段、15款3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に19万8,000円を追加し、33万9,000円に、内訳は農林業センサス委託金の額の確定による増額でございます。

同じく10ページ下段、15款3項4目土木費委託金、既定額に3万3,000円を追加し、95万2,000円に、内訳は余市川、赤井川樋門樋管管理委託料の増額で、北海道との委託契約額の増額によるものでございます。

続いて、11ページです。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、既定額から102万円を減じ、87万円に、内訳は土地建物等売払い代金の減額で、村有林の森林整備により伐採された立木を売払いした代金の確定によるものでございます。減額となった主な理由としては、当初皆伐で予定していた事業が間伐となったことにより量が大幅に減ったことによるものでございます。

続いて、11ページ中段、16款2項2目物品売払収入、既定額に45万円を追加し、45万1,000円に、内訳は雪上車売払い代金の新規計上によるものでございます。

続いて、12ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から200万円を減じ、9,700万円にしようとするものでございます。内訳は、歳出の減額により歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

続いて、13ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に175万円を追加し、3,060万円に、内訳はいきいきふるさと推進事業助成金の新規計上で、むらバス事業に伴う共創モデル実証プロジェクトに係る国の補助残の村持ち出し分に対して公益財団法人北海道市町村振興協会より助成いただくことが確定したことによる計上でございます。

続いて、14ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から1,510万円を減じ、1億9,330万円に、内訳は各種工事費の確定による減額でございます。

同じく14ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債、既定額に2,030万円を追加し、3,470万円に、内訳は各種復旧工事費の確定による増減と落合線道路災害復旧工事及び西三番線道路施設災害復旧工事の新規計上によるものでございます。

同じく14ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債、既定額に390万円を追加し、1,600万円に、内訳は各種河川工事の事業費の確定に伴う増によるものでございます。

同じく14ページ中段、21款1項6目公共施設等適正管理推進事業債、既定額から80万円を減じ、3,760万円に、内訳は各種工事費の確定による減額でございます。

同じく14ページ下段、21款1項7目脱炭素化推進事業債、新規に80万円を計上、内訳は都住民センター及び赤井川中学校外灯LED化事業の財源として見込まれることによる新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） ここで若干休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、総務課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

15ページをお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に464万2,000円を追加して2億6,816万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の職員人件費では3節職員手当等の時間外勤務手当210万円の計上、これは今年度の実績に基づき増額しようするものでございます。細目2の一般管理費では、8節旅費、職員普通旅費の130万円の計上、これも今年度の実績に基づき増額措置しようとするものでございます。細目4の共創モデル実証プロジェクト費では、むらバスを余市協会病院まで12月から3月まで延伸する実証運行に係る経費として、当初より増便して運行することとしたほか、経費の再算定も行い、12節委託料で124万2,000円を追加しようとするものでございます。

15ページ下段です。8目企画費、既定額に15万7,000円を追加して1億208万1,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の企画総務費におきまして総合計画策定関係で1節報酬、7節報償費におきまして策定委員とオブザーバーへの報酬、謝金で総額15万7,000円を増額しようとするものでございます。これは、当初審議会は1回の開催を予定しておりましたけれども、2回開催することとしたためのものでございます。

30ページのほうに移ります。30ページ、8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に581万6,000円を追加して2億7,466万9,000円にしようとするものです。補正内容は、北後志消防組合負担金の増額でございます。

2目災害対策費、既定額に18万9,000円を追加して632万5,000円にしようとするものです。

補正内容は、12月から産業課の雪上車が総務課管理に移管したことに伴う必要経費として雪上車燃料代、災害対応時の作業員経費を計上しようとするものでございます。なお、雪上車に係る車検、保険費用等は産業課予算で既に対応済みでございます。

すみません。大変申し訳ありません。その前に16ページがございました。申し訳ありません。大変すみません。16ページに一度戻っていただければと思います。16ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目集会施設管理費、既定額に2万8,000円を追加して1,677万円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費で各集会施設の光熱水費を総額2万8,000円増額しようとするものでございます。

続いて、34ページに参ります。34ページ、11款公債費、1項公債費、1目元金、既定額から179万6,000円を減額して2億3,375万4,000円にしようとするものです。内訳は、臨時財政対策債の借入れ10年後の見直しに伴う減額でございます。

同じく2目利子、既定額に8万8,000円を追加して745万1,000円にしようとするものです。内訳は、新規借入分の利率を当初予算では見込みの利率で計上していましたが、借入れにより利率が確定したため増額しようとするものでございます。

最後に、35ページになります。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に28万4,000円を追加して162万6,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

なお、36ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算について説明させていただきます。

15ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、既定額に57万6,000円を追加し、123万8,000円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料で過年度過誤納付金の歳出還付増額により計上するものです。

16ページをお開きください。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に21万4,000円を追加し、37万9,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬及び10節需用費で令和7年から実施される農業センサス調査交付金確定による調査員報酬及び消耗品費の増額により計上するものです。

19ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額から819万7,000円を減額し、2億6,897万8,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で簡易水道事業会計補助金の増額及び下水道事業会計補助金の減額により計上するものです。簡水事業会計につきましては、水道施設の電気料金の増額、下水道事業会計につきましては工事費の減額が主な理由となります。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い

いたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明いたします。

17ページ目をお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から5万2,000円を減額し、1億3,246万6,000円にしようとするものです。12節委託料は、保健福祉課所管施設草刈り業務等の委託業務執行残の減額、13節使用料及び賃借料は有料道路等の使用料を増額しようとするものです。

次に、2目老人福祉費、既定額に8万1,000円を追加し、1,674万3,000円にしようとするもので、10節需用費に単身高齢者等に設置しております緊急通報装置の予備電池を購入するため消耗品費を増額しようとするものです。

次に、3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額に15万円を追加し、173万6,000円にしようとするもので、重度心身障害者医療費を増額しようとするものです。

次のページへ進みます。5目介護保険事業費、既定額に47万4,000円を追加し、1億740万7,000円にしようとするもので、10節需用費にデイサービスセンター床暖房修繕費を計上しようとするものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に2万円を追加し、3,034万円にしようとするもので、転入に伴い、独り親家庭等に支給している、村単独事業であります。児童福祉年金を増額しようとするものです。

続きまして、2目乳幼児医療費、既定額に10万円を追加し、314万7,000円にしようとするもので、乳幼児医療費を増額しようとするものです。

次に、4目児童措置費、既定額に33万円を追加し、1,405万2,000円にしようとするもので、転入等に伴い、児童手当を増額しようとするものです。

19ページへ進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に109万5,000円を追加し、2,987万3,000円にしようとするもので、18節負担金補助及び交付金は例年北後志5町村で補助しております余市協会病院救急医療体制維持補助金88万2,000円を計上するとともに、22節償還金利子及び割引料は前年度の出産・子育て応援交付金の精算に伴う返還金として21万3,000円を計上しようとするものです。

次に、20ページに進みます。4目診療所費、既定額に144万5,000円を追加し、4,666万3,000円にしようとするもので、主な補正内容は12節委託料として、従来は医師診察に伴う血液検査については診療所において採血を行い、その血液につきましては外部機関に検査を依頼しているところです。1検査当たり数千円の費用で血液検査を今までは行うことができましたが、来年1月より検査の検体数にかかわらず月額5万円の定額制及び検査発注機器の導入がなければ検査の受託ができないと診療所に対し外部の検査機関から申出がありました。年間60万円の血液検査の負担は、診療報酬において回収できるものではなく、村においてこの負担増の部分については毎月の管理委託料を増額する形で負担するため委託料

を増額しようとするものであります。同様に、血液検査用の発注ラベル機器導入及びデータ交換業務委託料として、検査発注機器の導入費33万円の合わせて48万円を血液検査のために新たに計上しようとするものです。17節備品購入費は、診療所に併設する医師住宅の洗濯機、冷蔵庫、ダイニングセット、電子レンジなどの備品費用として医師と相談の上、90万9,000円の増額をしようとするものであります。

次に、5目健康支援センター費、既定額に2万6,000円を追加し、854万2,000円にしようとするもので、健康支援センターの光回線契約変更に伴い増額しようとするものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（神 信弘君） それでは、私から産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

21ページからになります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額から905万6,000円を減じて3,754万8,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支援対策交付金で交付対象となる有機農業への取組実績により61万9,000円増、新規就農者育成総合対策事業補助金で経営発展支援の機械導入に際しまして、こちらは2年間の補助事業でございますが、新規就農者の個々の5年先を見据えた上で補助を活用できる早期、早いうちに機械導入を検討された3名の方が申請をしたものでございますが、おのおの採択基準のポイントが低く、不採択となったため937万5,000円を減額するものです。なお、今後の機械導入に関しましては、他の事業の強い農業づくり事業を活用できる旨をお伝えさせていただいております。次に、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者を対象とした経営開始支援補助金でございますが、額の確定により30万円を減額するものでございます。

5款1項5目農地費、既定額から8,000円を減じて3,313万5,000円にしようとするものです。内訳につきましては、畑かん整備に係る管路用地としまして宇池田の国有地を買収した執行残を減額するものでございます。

5款1項8目地籍調査成果管理費、既定額に1万3,000円を増額し、133万9,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、地籍調査管理システム用の大型プリンターの処理費を新規計上するものです。

次に、21ページ下段から22ページ中段になります。5款1項9目水利施設管理費、既定額から25万1,000円を減じて1,758万1,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で落合ダム気象観測装置用無停電電源装置のバッテリー交換修繕費19万1,000円の増額、12節委託料で落合ダムの管理に関する業務委託料の執行残36万9,000円を減額するもの、また17節備品購入費で落合ダム管理棟の石油ストーブとホームタンクの購入費の執行残7万3,000円を減額するものです。

5款2項林業費、1目林業総務費、既定額から174万4,000円を減じて2,354万3,000円にしようとするものです。内訳は、林業振興費でカルデラの森維持管理費の執行残15万8,000円、森林計画意向調査委託料の執行残2万9,000円、村有林造林工事費の執行残179万円を減額、有害鳥獣駆除費でヒグマ捕獲用のわな3台分の修繕費21万3,000円及びヒグマ1頭の捕獲補助金2万円を新規計上するものです。

24ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に85万円を増額し、1億5,447万3,000円にしようとするものです。内訳は、ふるさと納税事業において年末に向けての寄附額確保を増やすため広告費80万円を増、また地域おこし協力隊員活動用の車両ガソリン代5万円を増額するものです。

6款1項2目観光費、既定額から14万円を減じて4,718万5,000円にしようとするものです。内訳は、道の駅あかいがわ家具購入及び来場者デジタルカウンター購入の執行残14万円を減額するものです。

6款1項3目保養センター費、既定額から42万3,000円を減じて4,388万3,000円にしようとするものです。内訳は、修繕費40万円の増、また立木伐採の処理費としまして4万2,000円の減、保養センター屋上防水改修工事の執行残73万7,000円を減、カルデラ温泉家具購入その2の執行残4万4,000円を減額するものです。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

26ページをお開きください。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から26万2,000円を減じ、408万3,000円にしようとするものでございます。主な内訳は、12節委託料、17節備品購入費の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。

次に、7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に59万9,000円を加え、1億4,321万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費166万円の増額、これにつきましては消耗品並びに村道附帯構造物修繕費の増額でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、これらにつきましては執行残による減額でございます。

次に、7款2項2目道路新設改良費、既定額から811万3,000円を減じて1億779万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料12万5,000円の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。13節使用料及び賃借料1万2,000円の増額、これにつきましては有料道路通行料、駐車場使用料の増額でございます。14節工事請負費800万円の減額、これにつきましては北丸山線道路改良費の減額でございます。

次に、28ページを御覧ください。7款2項3目橋梁維持費、既定額から26万7,000円を減じ、6,683万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料15万円の減額、21節補償補填及び賠償金11万7,000円の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。

次に、7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から39万8,000円を減じ、3,324万6,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料20万7,000円の減額、14節工事請負費19万1,000円の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。

次に、7款4項都市計画費、2目小公園管理費、既定額に26万9,000円を加え、4,660万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費29万9,000円の増額、これにつきましてはみやこ公園、都運動公園維持管理費の光熱費の増額でございます。17節備品購入費3万円の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。

次に、29ページを御覧ください。7款5項住宅費、1目住宅管理費、既定額に381万2,000円を加え、1億2,733万1,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費403万2,000円の増額、これにつきましては修繕費の増額でございます。

続いて、33ページを御覧ください。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額から46万円を減じ、2,068万円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費46万円の減額、これにつきましては執行残による減額でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の31ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額から29万3,000円を減額し、3,906万1,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で環境整備、草刈りの業務、こちらと14節工事請負費で赤井川小学校の受電設備更新工事が完了したことに伴い執行残を整理しようとするものです。また、この受電設備工事費が確定したことに伴って特定財源の公共施設等適正管理推進事業債が20万円の減額となっております。

続いて、同ページ中段を御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額から6万9,000円を減額し、1,890万8,000円にしようとするものです。内訳は、小学校費と同様に12節委託料で環境整備業務が完了したことに伴い執行残を整理しようとするものです。なお、こちらの歳入では、既に完了しております外灯LED化修繕事業につきまして特定財源の脱炭素化推進事業債の対象となることが見込まれることによって40万円が新規計上されているところであります。

次に、同ページ下段、9款3項2目教育振興費、既定額に154万2,000円を追加し、2,196万2,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で冬季の中体連全道大会参加のための補助金について必要と見込まれる額を計上しようとするものです。なお、今年度はクロスカントリースキーが名寄市、アルペンスキーが旭川市で開催される予定となっております。

次に、32ページを開いていただき、上段から御覧ください。9款4項社会教育費、2目

社会教育施設費、既定額から7,000円を減額し、953万円にしようとするものです。内訳は、学校施設と同様に12節委託料で郷土資料館の環境整備業務が完了したことに伴い執行残を整理しようとするものです。

最後に、同ページ中段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額から7万6,000円を減額し、2,458万1,000円にしようとするものです。内訳は、他施設と同様に12節委託料で村営プール及び山村広場の環境整備業務が完了したことに伴って執行残を整理しようとするものでございます。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） それでは、続きまして令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

4ページ目をお開きください。2、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、既定額に9万3,000円を追加し、29万3,000円に、4目一般被保険者還付加算金は既定額に9,000円を追加し、1万円にしようとするもので、保険税の還付金及び還付加算金を増額するものです。

次に、5款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から10万2,000円を減額し、39万8,000円にしようとするもので、これは歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上でご説明いたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

3ページ、補正予算実施計画、4ページ、キャッシュフロー計算書、5ページ、6ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧ください。

7ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、1款簡易水道事業収益、1項営業外収益、1目他会計補助金、既決予定額に261万円を加え、6,140万7,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、1款1項2目受取利息及び配当金、既決予定額に3,000円を加え、3,000円にしようとするものです。これにつきましては、普通預金利息の増額でございます。

次に、支出、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、既決予定額に310万8,000円を加え、5,231万6,000円にしようとするものです。主な内訳として、修繕費、動力費の増額でございます。

次に、1款1項2目配水及び給水費、既決予定額に22万円を加え、943万8,000円にしようとするものです。主な内訳として、修繕費の増額でございます。

次に、1款1項3目総係費、既決予定額から71万5,000円を減じ、3,010万4,000円にしようとするものです。主な内訳として、委託料の執行残の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、1項他会計補助金、1目他会計補助金、既決予定額から205万5,000円を減じ、752万1,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の減額でございます。

次に、1款2項企業債、1目建設改良等企業債、既決予定額に200万円を加え、200万円にしようとするものです。これは、簡易水道事業債の増額でございます。

次に、支出、1款資本的支出、2項建設改良費、1目配水施設費、既決予定額から5万5,000円を減じ、203万5,000円にしようとするものです。これにつきましては、工事請負費の執行残の減額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。簡易水道会計同様、3ページ、補正予算実施計画、4ページ、キャッシュフロー計算書、5ページ、6ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

7ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益、4目受取利息及び配当金、既定予定額に1,000円を加え、1,000円にしようとするものです。これにつきましては、普通預金利息の増額でございます。

次に、1款3項特別利益、4目その他特別利益、既定予定額に123万7,000円を加え、123万8,000円にしようとするものです。これにつきましては、消費税還付金の増額でございます。

次に、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、2目処理場費、既定予定額に36万6,000円を加え、3,290万2,000円にしようとするものです。主な内訳は、動力費の増額でございます。

次に、1款1項3目総係費、既定予定額に2万4,000円を加え、1,240万8,000円にしようとするものです。これにつきましては、通信運搬費の増額でございます。

次に、1款2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、既定予定額に21万9,000円を加え、240万1,000円にしようとするものです。これにつきましては、企業債利息の増額でございます。

次に、1款4項予備費、1目予備費、既定予定額に62万9,000円を加え、72万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、予備費の増額となります。

続きまして、8ページを御覧ください。資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良等企業債、既定予定額に190万円を加え、5,980万円にしようとするものです。これにつきましては、下水道事業債の増額でございます。

次に、1款2項他会計補助金、1目他会計補助金、既定予定額から875万2,000円を減じ、

463万1,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の減額でございます。

次に、1款3項補助金、1目国庫補助金、既定予定額から790万円を減じ、5,620万円にしようとするものです。これにつきましては、国庫補助金の減額でございます。

次に、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目処理場建設費、既定予定額から1,440万円を減じ、1億860万円にしようとするものです。主な内訳は、委託料、工事請負費の減額と負担金の増額でございます。

次に、1款1項2目管路建設改良費、既定予定額から35万2,000円を減じ、858万円にしようとするものです。これにつきましては、工事請負費の減額となります。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第51号までにつきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第51号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

一般質問は、午後からとします。

これで昼食休憩入ります。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第16 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 一般質問いたします。

今年の3月の定例会で子ども・子育てに係る支援策について一般質問していたところですが、今日はその中から具体的なテーマについて2点お聞きしたいと思います。

第1には、中学校の部活動について質問いたします。「子どもの“やりたい”を守る」、11月2日朝のNHKニュースはそのようなタイトルで中学校の部活動の拠点校方式について特集し、伝えていました。中学生の子供たちがスポーツや文化芸術に親しむ一番身近な機会である部活動ですが、近年少子化や教職員の働き方改革を背景に都市、地方問わず全国各地で継続が難しくなっている状況があります。大会等の開催についても同様であり、6月には全国中学校体育大会の規模縮小のニュースもありました。スキーは、2030年以降大会が開催されないということで、さらなるスキー人口の減少、スキーリゾートを支える人材不足等、地域への影響を懸念する声も道内から伝えられています。これは、赤井川村についても同様だろうと思います。国では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、これは令和4年です、を示し、部活動の地域移行へ向けた地域連携、環境整備を推進しています。地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域の実情に応じ、スポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要、国の資料で繰り返されるフレーズですが、今年に入り、道内では冒頭の拠点校方式や地域クラブへの転換といった取組が各地域で行われているようです。報道記事によると、どちらの取組も赤井川中学校のように生徒数が少ない学校の生徒にとっては参加できる部活動の選択肢が広がるという利点もあるようでした。赤井川中学校の生徒数は、来年度からさらに少なくなることが見込まれます。それに伴い、教職員の人数にも変動があるかもしれません。そうした中、部活をどのようにしていくのか、子供たちの体験機会をどのように守っていくのか、村のお考えを伺います。

2点目は、村外保育施設利用への支援についてです。総務省労働力調査によると、令和5年の総労働力人口に占める女性の割合は45.1%、かつてM字カーブを描いていた女性の年齢階級別労働力率もカーブが浅くなり、20代から50代までの労働力率がいずれも80%を超え、台形に近づいている状況だそうです。これにつきましては、従来ですと20代から40代まで結婚や出産といった時期に女性の就業数というのはかつては少なくなっていたのです、ほかの世代に比べて。それが減らずに結婚や子育てをしながらも働いている状況というのがうかがえるということです。子供の乳幼児期においても両親ともに働く世帯、働かざるを得ない世帯が多数の社会経済状況で安心して子供を預けることができる保育施設は、最低限の社会インフラとして整備されるべきものと考えます。赤井川村において保育サービスの拡充がなかなか進まない状況の中、広域入所で村外の保育施設に通ったり、村外の認可外保育施設を利用されたりする方が毎年一定数いらっしゃいます。今年9月の定例会における連議員の一般質問でも触れられていましたが、近隣自治体ではここ数年子育て支援の拡充が様々な場面で進んでいます。保育料についても余市町では今年度から3歳未満児の保育料無償化、これは認可外施設も含みます。そちらを町独自で実施しておりますし、小樽市や仁木町においても赤井川村の広域入所の利用者負担と比べると保育料は低く抑え

られています。国の制度で3歳以上児については世帯所得にかかわらず保育料が無償化となりましたが、3歳未満児について広域入所や認可外保育施設を利用する際の利用者の負担額、そちらについては近隣自治体の保育料との格差が広がっている状況ではないでしょうか。村内から通うには、これだけでなく、送り迎えの燃料費、時間的、体力的な負担が大きく加わることも想像してみてください。同じく前述の連議員の一般質問に村長は、村民であればへき地保育所の保育料は無償化しておりますと答弁されておりましたが、そもそも条件が合わず利用できない方が多いのでは意味がありません。へき地保育所の体制整備が難しいのであれば、せめて広域入所や認可外保育施設を利用する際の負担を抑えられるような施策を検討し、早急に実施するべきと考えます。村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 中学校の部活動についてについてお答えいたします。

本村の今後の部活動に対する基本的な考え方については、令和4年にも連議員の一般質問があり、お答えしているところですが、その考えは基本的に変わるものではありませんが、その上で今どういう状況か、また生徒数の減少や教職員の変動を見据えてどう考えるのかというご質問であるかと思しますので、現段階の状況や考え方をお答えいたします。

本村中学校の部活動は、28名の生徒数に対して常設5とその割合は他と比べても大変多い状況にあります。各部活動ともに外部指導者、いわゆる部活動指導員と言われるものになるかなと思いますが、を配属しており、地域移行に関しても他に先行して行われている状況であります。今後については、選択希望者が継続したり、あるいは現体制が維持可能であったりする間はこの状況を維持したいと考えております。また、各町村とも生徒数や活動希望者数の減少が進んでございますが、そういう中、ご指摘のこのたびの国の方針を受けて広域での組織づくりが検討されています。本村においては、これまでも広域部活動を認め、活動してきた生徒もいるところですが、現在特に団体競技についてなのですが、本村周辺、いわゆる北後志の町村では余市町を中心にしながら話を進めているところで、本村もそれに加わっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、広域入所、認可外保育施設利用料の負担軽減策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、赤井川へき地保育所の2歳児未満受入れなどの体制整備が難しいのであれば、広域入所保育料や認可外保育施設の利用料の負担軽減策を講じるべきではないかとのことですが、現在村においてはこれら子育て世帯に対しては多子世帯に該当し、一定の所得未満である場合は北海道の補助制度を活用して村も負担した上で無償化をしていることは能登議員もご承知いただいていることと思っております。また、保育料の完全無償化への

考え方として、今後の国の少子化対策の動向を注視しつつ、広域入所への対応判断が必要な時期を見定める必要があるとした私の考えは、9月の定例会で連議員からの赤井川村における保育所の課題をテーマに一般質問していただいた際の答弁から変わりはありません。

なお、北後志地域のゼロから2歳未満児における認可保育所、認定こども園の保育料独自助成の状況は、当村同様に多子世帯の保育料負担軽減を行っているとともに、何らかの形で保育料負担軽減を実施しているのは2町となっております。

次も連議員からの「赤井川村における保育所の課題」をテーマに一般質問していただいた答弁と重複となりますが、有資格者の確保を前提として赤井川へき地保育所の延長保育や土曜保育に関しては対応を考えていくとともに、1歳児保育に関しては令和8年度からスタートすることも誰でも通園制度など国の少子化対策の動向を注視していく考えであります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1点目の中学校の部活動について教育長に再質問いたします。

まず、令和4年の一般質問の答弁というのは、今回は今回で私も質問しているので、一般質問の答弁の部分がどのような内容であったか、概要についてまずご説明ください。

その上で、現状の中学校の部活について28名の生徒数に対して常設5と割合は大きいかもしれませんが、ただ少ない人数の中でばらけることによってすごく部活動の人数の差というのが変動が大きいのです。ある年は五、六人集まったのが次の年になったら1人になってしまったり、そういった状況もうかがえます。現状の部活5つあるというものの内訳についてまず教えてください。

その上で、外部指導者というのが部活動指導員さんであると触れられておりましたが、部活動指導員さんの位置づけ、配置状況でありますとか、あと報酬等の待遇についても、どのようなお仕事をされているのか、その活動状況についてもお聞かせください。

また、広域の部活動について余市町を中心として話を進めているところであり、本村もそれに加わっているところですので中身についてうかがえない部分があるので、もうちょっと詳しくどこでどのような方々がどのようなテーマで検討されているのかお聞かせください。

その上で、広域の部活動について村としてのスタンス、基本となる考え方どのようにお持ちかお答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、2年前の答弁の趣旨についてですけれども、休日に外部の指導者が学校に来てもらって指導することや、それから生徒が地域の施設等に出向いて

外部の指導者から指導を受ける等のこと、それから複数校が連携して実施する等のことが考えられるというようなことを、今後の可能性としてそういう形のことの方がまず考えられるだろうというお話をさせていただきました。

その上で、これから外部の指導者という部分でいいますと、今回の改定といいたしうか、部活動の特に土曜日、日曜日、祝日の指導を令和8年度からについては完全に外部のといつか、教職員が携わらずにという、そういう法令の趣旨も一部ありましたので、その部分に関しては今のよな体制と、加えて現在いる学校の職員の兼職兼業も含めながら指導者の中にも位置づけて地域指導者の一員としてそういう体制をつくってやっていると、そういうよな今方針が出ていますけれども、そのことと、それから今の赤井川の子供たちの実態と望ましい部活動の在り方とを両立できるよな、そういうよな対策方針といつか、それを進めていきたいというよなことをそのときにお答えさせていただいたところかなというふうに思います。

今の村のといつか、今後の方策の部分についてですけれども、現在各部活動については先ほどもちょっとお話ししましたけれども、実態の部分でちょっと詳細話しますと、北後志の周辺、赤中周辺の学校でいいますと、大体の学校が、一番多いところで余市町の中学校が生徒数が多いわけですが、東中学校で今現在赤中の五、六倍の生徒数いますが、この東中学校で今赤井川中学校とほぼ同数の部活動が行われています。残りの仁木、それから積丹ですとか、それから古平町は2ないし3の部活動が今現在行われています。要は今お話あったよな、議員ご指摘のとおり子供たちの数の減少ですとか、体制の整備の部分から部活動の数を大変少なくして実施しているというのが今実態にあります。

そういう中で本村の部活動については、現状5の部活を維持している状況にありますので、ほかの町村と比べても子供たちにとっては部活の選択の可能性といつか、機会は非常に多いものというふうに考えます。その背景になっているものとして、全ての部活動に対して外部指導者という形、いわゆる外部コーチという形で村としては委嘱をかけて、その人たちが、今ここで言う新しい体制という部活動指導員に相当する外部の人材を既に配置をして指導していただいて中体連の引率ですとか、そういうところにも応援していただいている今実態があります。ですから、この状況でいうと、うちの子供たちは非常に恵まれている環境にあるのではないかなと思うのですが、今新しく言われている体制、外部指導者に移行していきますという体制でいえば、現在の体制を新しい体制にそのままスライドしていけばいいよな整備状況が整っていますので、本村についてはそれほど大きな問題なくいけるのではないかって考えているところです。

それで、広域の部分なのですが、団体スポーツを中心に、今もう既に野球等については野球を希望する子供は広域の部活のほうに参加していたりということもありますし、それからこれほかの地区も含めてそうなのですが、剣道、柔道、テニス、水泳、体操、それからスキー、スケート等は部活動とはいいいながらも外部の団体にその指導を委ねて大会のときに部活動として出席しているといつか、そういう状況あります。うちの部活動について

もそういう体制も兼ねながら実施しているところで、新たに今取組を検討しているという部分でいいますと、今余市のサッカー少年団に参加している本村の子供たちも結構多いのですけれども、その子供たちが中学校行ったときに中学校の部活動としてサッカーができる体制ということで、余市町を中心として広域で募集をかけて部活として活動ができるような体制になるように呼びかけというか、そういう動きを今しているところでございます。

そんな感じでよかったですか。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。まず、外部指導者について国で進める部活動指導員という制度にのっとりた形で配置されているというお話だったと思います。なので、具体的なことについて先ほどの質問でも申し上げたのですけれども、報酬等待遇について確認させてください。外部指導者から部活動指導員ってなることで大会の引率とか、あと部活動の管理運営とか、責任が大きくなる分やはりボランティア感覚ではなかなか務まらないといった課題も挙がっているところですが、本村の状況について少しご紹介いただければと思います。

それと、広域での部活動というお話でサッカーの話も出ましたけれども、とてもいいニュースだと思って聞いておりました。何年か前に娘の同学年の子が野球少年団、仁木でやっていたのか、野球を続けたいから、兄弟お二人いらっしゃったのですけれども、兄弟ともに赤井川から仁木の学校に転出するというのもあってすごく残念だな、野球のためだけにやっぱり転校せざるを得ないという状況になってしまうのは残念だなということも個人的にありました。できればそういうスポーツの機会も確保した上で、もともと少ない子供の数なので、できるだけ外に出なくても済むような方策はないものかと当時も思ったものです。なので、そうした今の広域的な取組というのは、とても歓迎するべきものですし、サッカーに限らず、ほかにもいろんな興味関心を持っている子も多いでしょうから、それこそスポーツに限らず文化芸術についても、最初の質問でも申し上げたように小規模な学校の子にとっては選択肢が増える、ほかの学校でやっている部活に行きたいと思うときに行ける仕組みがあれば参加できるということにもつながるということもあると思うので、なるべく子供たちの希望をかなえてあげたいという形でご検討いただければと思います。

その上で、ご答弁の中で触れられていなかった部分、余市町中心で話を進めているということだったのですけれども、どのような場で、例えば教育委員会の協議会なのか、校長会のような場なのか、どのような場でどのような方たちがいつまでをめぐるといって、その辺の概要も説明していただければと思います。

以上2点です。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） お答えさせていただきます。

まず、本村の部活動指導員の体制のお話ですけれども、国のほうの部活動指導員の今回

の新たな体制の部分というか、については平成29年に学校教育法の施行規則が改定されて、これに伴っていわゆる外部の指導者が学校の教育活動に要は引率という形というか、責任を持って参加できる、簡単に言うと引率もできるよと、責任持って参加することができるよという、そういう法令の改正がありました。これに伴いまして、要は休みのときに子供たちを引率したりとか、それから今までだと監督できなかったのですけれども、サブコーチではつけましたが、監督として全責任を負ってというのはできなかった、それができるようになりました。そういうスタイルの外部指導者に、本村は先ほども言ったように外部指導者という形で、これは村の単独の予算の中で旅費ですとか、そういうものを支払って行ってきた経緯があります。今回国のほうの方針で出されたものについては、組織をつくって、その組織に対して補助金が国から来ることになって、それもまだ提示されていないので、まだ具体的な話は進んでいないのですけれども、外部指導者というのに対して補助金を含めた支払いをしながら活動してもらおうという、そんな内容のもので、その新たな体制については先ほどの繰り返しになりますけれども、今現在うちの村で実施しています外部指導者の体制をスライドしていけば、支払い方法さえ、簡単に言うと道のお金がどのくらい来るかというのが確定すればすぐ移行できるような今状況にあるということかなというふうに思っています。

それから、広域の指導の関係ですけれども、まず部活動というのは基本的には中学校の学習指導要領に学校教育の一環として教育課程との連携を図りながら進めるものであるというふうな定義がされています。ですから、基本は学校間で行うということになりますけれども、その学校間なのですが、広域となった場合には学校だけではなかなか連絡調整が難しいということから、今現段階の話、先ほどのサッカーの話でいうと、余市町の教育委員会と赤井川村の教育委員会が連絡を取り合いながら北後志の中学校の全域に案内を回して募集をかけて、余市をベース、核としたサッカーの部活動という形でつくっていかうかという話を教育委員会間で連絡を今取っていると。実際に活動の動きとしては、先ほど申し上げたように中学校の部活動になりますので、学校という形には具体的な運営では出てくるという形になるかなというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。

では、2点目の村外保育施設の利用への支援について再質問いたします。答弁の趣旨は、今のところあまり前向きな内容ではないのかなと思って受け止めているのですけれども、例えば今村では多子世帯とか、あと一定の所得未満である場合、北海道の補助制度を活用して村も負担していますというお答えでしたけれども、多子世帯とかどうかではなく、1人目から負担額の差についてお聞きしていると思います。町独自の無償化を始めた余市町の例も挙げましたが、余市、一番近くて空きがあれば一番預けやすい町村でもありますがけれども、例えば余市町にゼロから2歳児の子を預けに広域入所で通った場合、余市町の子と赤井川の子のご家庭とでどのくらい差があると村のほうでは押さえているのでしょうか。

その辺の村の押さえというのをご紹介いただければと思います。

その上で、今回のお話って子供に何か特別なことしてくださいというお話ではないのです。最低限のインフラとしての保育施設の整備というお話をしています。それが村でなかなか実現できないのであったら、村では用意できないから広域入所という制度も活用してやってくださっていると思いますけれども、それにしてもやっぱり負担額の差というのが今どんどん大きくなっている状況なので、今回質問いたしました。なので、親の負担感というのばかりが、私もそういう質問の仕方をしているので、当然なのですけれども、当事者の負担感というのももちろんの話なのですけれども、例えば村外の保育施設に子供を預けたときにどうしても親の働き先というのはその保育園のそばでやっぱり選びがちだと思うのです。現に私も余市の保育園通っていましたが、子供連れてきた赤井川から同じ時期に通っていたお母さんは仁木の農園にアルバイトに行っていました。当然だと思います。時間的な負担も違いますし、通勤費で保育園の送り迎えの負担もカバーできると思ったら、やはり預け先のそばで仕事探します。そういう形で労働力の流出という形もあるという現実もあると思います。一方で、農家さんを中心に村では働き手がない、そういった現実もある、そんな中で労働力流出の要因としての保育施設という捉え方を村としてはどう思っているのか、その点再質問、2点目として質問いたします。

3点目としては、前に保育料の無償化とか、あと給食費の無償化を実現されたとき、その当時の副村長はお父さんは仕事で例えば小樽や札幌通うけれども、おうちは赤井川で子育てが充実しているから、そんな生活の仕方のきっかけにもなればいいな、そんなお話をしたことがありました。今現実には、逆に赤井川に仕事を持っていても子育て環境考えたら村外に家があったほうが良いという状況です、今の状況は。保育施設だけではありません。学童がない、あと高校になってからは通学の負担がとても重くなります。今までもそうした小学校入学、中学校入学、高校入学のきっかけで村外へ転出する、そういった家庭も少なからずあったのは皆さんご承知のことだと思います。そうした人口政策としての保育施設の在り方についてはどのようにお考えか、それ3点目お聞きしたいと思います。

また、保育所について最後のほうでへき地保育所の延長保育や土曜保育に関して答えてくださった中で有資格者の確保を前提としてとあります。保育所での職員さんの募集ずっともう1年以上されているのかなと思います。例えば有資格者の確保といいながら待遇がそれに見合ったものなのかどうか、その辺については以前からずっと指摘しているところですが、ずっと募集していても集まらない現状というのを改めて村としてどのような原因があると思っていられるのか、その点確認したいと思います。これ4点目です。

あと最後に、国の取組の動向見た上でというお答えが何か所かあったと思うのですが、令和8年度からスタートすることも誰でも通園制度など少子化対策の動向を注視していくお考えということで、その令和8年度からスタートすることも誰でも通園制度、これについて村のほうでどのように押さえられて、村としてどのようにこの制度に合わせて取組をされるのか、その辺の見通しについてどのようにお持ちかというのを最後確認した

いと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） すみません。答弁のほうは、担当課長のほうからさせますけれども、すみません、議員からご質問いただいて先ほど答弁した資料の中段になお北後志地域のゼロ歳から2歳未満児って書いてあるのですけれども、これ未満、すみません、訂正させてください。これゼロ歳から2歳児の支援なものですから、資料の誤記があったものですから、それ訂正させてください。申し訳ございません。

それでは、担当課長から説明をさせます。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） それでは、私のほうからまず1点目の例えばですけれども、余市町における保育所の入所児童と同じ保育所に通う同じ年齢の赤井川村から行く子供たちの負担差というお話です。議員おっしゃるとおり、余市町は完全無償化という新聞報道もなされました。赤井川村は、国の基準のとりの保育所の入所の負担金をいただいています。その点に関しては、就労世帯のお子さんの世帯状況に応じて一定の国の基準に基づく負担をいただいているので、ゼロか負担があるかという形で、金額については各世帯ごとになっているので、一概には言えないと思いますけれども、ただ余市町が先行してこのような状況取っていますけれども、北後志他の3町村ですか、につきましては国と同じ基準を取っているということで、保育所の保育料だけをピンポイントで取るとゼロか100かというお話になるかもしれませんけれども、北後志地域では給食費の無償化にまだ至っていないという町村もあるように私は認識していますので、今保育所のお話だけですけれども、そのようなバランスもあるのではないかなというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

2点目、母親の就労先として保育所の近いところ、もしくは労働力の人口の流出という点ですけれども、確かにそのような実態もあるのかもしれませんけれども、今8人広域入所のほう村の子供たち行っていますけれども、親御さんの判断として保育所ではなく幼児教育を受けさせたいというような思いもありますので、全てが労働力の流出だとかというものにはならないのかなということは、私どもはそういうような認識ではおります。

3点目の人口施策としての保育の在り方という部分で、子育て世帯への支援の充実をさせている自治体と併せてですけれども、北海道内で今人口が増加している自治体というのは分譲地施策を取っていたりして外から人を呼び込んで札幌近郊の子育て世帯に家を建てていただき、保育なり子供の福祉だとか保健を充実させるような部分がありますので、人口施策としての保育の在り方ということは重要な視点かなというふうには捉えております。

4点目、有資格者の待遇の部分ですけれども、春から私異動しまして何人かの実は興味を持ってくれている札幌の保育士の方ともお会いしたこともあります。ただ、最終的にはお金ではなくて住むところなのです。私が今まで2人面談しましたがけれども、その方々については今働いているところより赤井川村の会計年度任用職員としての待遇というものは

極めていいと。待遇面では問題がありません。ただ、赤井川村に住むということがとても不安だ。それは、住宅があるとかないとか、新築があるとかないとかではなくて、どうしても今住んでいる場所と赤井川村という場所を比較してしまう。赤井川村にも二、三度来てもらった結果、やっぱり住むのには至らないというような形になりましたので、一概に待遇だけではないのかなというふうに理解をしております。

5点目、最後、こども誰でも通園制度の状況ですけれども、制度としましては令和8年から未就園、保育園とか幼稚園に行っていない6か月齢のお子さんから3歳未満のお子さんを月10時間程度保育施設等で預かるような仕組みを国のほうでは始めます。先般北海道ともヒアリングを行いまして、道としては令和8年度から各町村、全国どこの自治体でもそういう仕組みが整うようにということで改めてお話を受けたところでありますので、村としてはへき地保育所で受け入れるのが一番最適かなというふうには思っていますけれども、ただこの中で4点目の質問とも重複しますけれども、一時的にお預かりするお子さんを面倒見るのは有資格者でなければいけないという部分もありますので、保育所の現状の子供を見る有資格者の数と併せて兼任という形になるとは思いますが、こども誰でも通園制度の中で有資格者として6か月の子供なり、2歳の子供を一時的に預かるというようなマンパワーも必要になっていきますので、その点につきましては人材の確保を含めて体制整備をいろいろ検討させていただきたいというふうに思っている状況です。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ちょっと順番前後してしまってますみません。今話の後ろのほうからたどっていきたいのですけれども、こども誰でも通園制度の概要について今ご説明ありましたけれども、それってスポット利用みたいな感じですよ。常勤で働いている方向けの制度ではないと考えると、1歳児保育に関してこども誰でも通園制度の動向を注視するというのはちょっと結びつかないと思います。1歳児保育を常勤で働いている方が使えるようにするためにはというお話なので、ちょっと何か答弁が結びつかないのかなと思いましたが、その辺について確認したいのが1点と、あと保育所の有資格者、募集して来られる方が待遇だけではなくて住むところが不安ということで、赤井川の居住環境に関することにもなると思うので、それは人材確保とまた別の施策の検討が必要なのかなと思いますので、その辺はまた別分野の施策にも反映させていただきたいなと思って聞いておりました。

また、労働力としてとか、人口の流出としてというお話については、そういう認識はおありなのかなと。労働力の流出ということについては、それほど気にしていらっしゃらないようなご答弁でしたけれども、実際に起きているその数がどれだけ多いかって言われれば、それを挙げることはできないけれども、赤井川でも働きたいけれども、保育園こっただから、しょうがないよねという方は私実際何人もお会いしているので、そこは少ない人数の中での労働力確保という話だと思うので、決して小さく見ないでいただきたいと思い

ながら聞いておりました。

最後に、負担額については、所得に応じてということでしたが、所得に応じてなので、全部ご紹介していただくのもなかなか大変だと思いつつも、例えば赤井川の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特例保育を行う施設の利用者負担に関する規則というのがあって、それに所得額に応じた月額の利用者負担というのが出ております。それによりますと、例えば中間層、市町村民税所得割課税額9万7,000円未満というくくりの方ですと月3万円、これだけの保育料がかかります。最初の質問でも申し上げたように、これに比べて大体交通費、余市までだとやっぱり毎日通ったら1万、2万かかってしまいます。それにプラス時間的、体力的な負担というのもあります。なので、有資格者を確保できて村のへき地保育所で例えば1歳児保育から対応できれば一番いいとは思いますが、今のご答弁の中身ですとなかなか前向きな感じもしない、国の動向見ながらって言ううちにもう何年も、今までも何年もたっています。そういったこと考えると、広域入所という制度がせつかくあるのですから、それをもうちょっと負担を抑えて使いやすい形に、距離的なもの、時間的なものはどうにもならないのですから、せめて経済的な負担感を少しでも和らげる方策というのは村にとって村の実情に応じた政策として必要なことだと思いますので、ぜひご検討今後もしていただきたいと思っておりますと申し上げて質問終わりたいと思っております。失礼いたします。

○議長（岩井英明君） 以上で一般質問を終わります。

◎生活改善センターのカラオケ機器の導入について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、赤井川村議会、曾根議員及び阿部議員より生活改善センターのカラオケ機器の導入についての1件の要望書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしましたと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、生活改善センターのカラオケ機器の導入については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時33分散会）